

第1号議案 平成30年度事業報告、決算（案）及び監査報告について

定款第41条第1項の規定により、公益社団法人佐賀県食品衛生協会の平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事業報告及び決算について、理事会の承認を得たので、同項の規定により総会の承認を求める。

平成30年度事業報告

1 公益目的事業

（公1）食品衛生思想の普及啓発に関する事業

【事業の趣旨】

食品営業関係者及び県民に対し、食中毒の防止等食品衛生に関する知識の普及啓発を推進することにより、食中毒等の食品事故の防止を図り、公衆衛生の向上に寄与する。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

公1-イ 食品衛生に関する講演会

公1-ウ 食品衛生施設の見学

公1-エ 手洗い実演講座

【事業をまとめた理由】

公1-アから公1-エまでの事業は、いずれも食品衛生思想の普及啓発を推進するための事業であることから、一つの事業としてまとめている。

【個別の事業内容】

食中毒が発生しやすい夏季（8月）を中心に、食品衛生及び食中毒予防に関する普及啓発活動として以下の事業を実施する。

○公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

（趣旨）

食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。

（内容）

食中毒が多発しやすい夏場における食中毒を防止する観点から、毎年8月を「食品衛生月間」と定め、当協会各支部において多彩な取組を行う。

なお、当事業の実施に当たっては、食品衛生月間中における各種啓発チラシ等の配布や消費者からの相談等に対するアドバイスなど、食品衛生指導員が全面的に関与する。

また、「食品衛生月間」に取り組む事業について、当協会のホームページに掲載し、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供を行う。

（平成30年度実績）

【佐賀中部支部】

- ・7月22日小城祇園祭にて食中毒予防うちわ配布。
- ・8月25日佐賀中部保健福祉事務所と共催し、ゆめタウン佐賀1階セントラルコートにて「第3回食品衛生月間夏の食中毒予防フェア」を開催。

※ホームページ（佐賀県庁及びゆめタウン佐賀）に開催案内を掲載。

※実施内容：①食品衛生監視員体験（西九州大学・佐賀大学の学生 12 名参加）：ゆめタウン佐賀の食品館内を監視、監視体験後意見交換会を実施。

②手洗い体験及び食品衛生に関するクイズラリー体験：体験者には、食中毒予防うちわ、「食中毒予防！みんなで守ろう 3 原則」下敷き、「きほんの食中毒予防&手洗い」リーフレット及び啓発グッズ「おもしろ消しゴム」を配布。

③佐賀中部保健福祉事務所職員による食品衛生〇×クイズの開催及び食品衛生相談コーナーを設置。

④佐賀中部支部指導員による食品衛生に関する紙芝居の読み聞かせ。

⑤サガテレビのミランバくん（着ぐるみ）と指導員で、来場者に啓発用の風船を配布。

・食品衛生月間において、更新立入時、指導員より施設へ食品衛生月間ポスターを配布、また特別会員へ郵送した。

・ノロウイルス食中毒予防強化期間に、窓口にて営業許可申請者等及び手洗い教室実施施設へポスターを配布、また特別会員へ郵送した。

・手洗い教室実施の受講者へ「食中毒予防！みんなで守ろう 3 原則」下敷きを配布。

【鳥栖支部】

・7月21日基山町「きのくにまつり」において、消費者に衛生月間下敷き・リーフレット・チラシ配布。仮設店舗の巡回指導を実施。

・7月29日鳥栖市「まつり鳥栖」において、消費者に啓発用うちわ・リーフレット配布。仮設店舗の巡回指導を実施。

・8月「食品衛生月間」に指導員が衛生月間ポスター500枚を配布

8月2日鳥栖市フレスポ鳥栖店・上峰町イオン上峰店・基山町サンエー、マックスバリュ基山店において、消費者に啓発用うちわ・衛生月間下敷き配布。

基山町サンエー内施設4店舗の巡回指導。（ルミテスターによる測定の実施）食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオル・衛生月間ポスターの配布。

・10月13日みやき町茂安公時代まつりにおいて、食中毒を防ごう!!リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット・その他チラシ配布。

・10月20日鳥栖市「米米コンテスト」において、参加者にペーパータオル・ハンドソープ・衛生月間下敷きを配布して、衛生的な手洗いを指導。

・11月11日みやき町「みやき町町民祭」において、ルミテスターの測定体験、食中毒を防ごう!!リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット・その他チラシ配布。

仮設店舗に食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオルを配布。

・12月9日基山町「ふれあいフェスタ」において、消費者に食中毒を防ごう!!リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット配布。仮設店舗に食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオルを配布。

・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスター・リーフレットの掲示及び配布。

手洗い教室受講者へ食中毒を防ごう!!リーフレット・衛生月間下敷きを配布。

【唐津支部】

・食品衛生月間に指導員が食品衛生月間ポスター1,750枚を「店舗（会員）」に対し配布。

- ・ノロウイルス食中毒予防強化月間において、事務所及び唐津保健福祉事務所内に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・手洗い教室実施小学校の受講児童へ「きほんの食中毒&手洗い」リーフレットを450枚配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターを100枚配布。

【伊万里支部】

- ・多久臨床検査センターへ依頼しての検便実施（会員対象 従業員含）226件934人
- ・4月有田陶器市と10月伊万里トンテントン会場で、食中毒を防ごう!!リーフレット&ノロウイルス食中毒予防チラシ入りのティッシュ配布（消費者及び仮設店舗営業者を対象）
- ・食品衛生月間ポスター、使い捨てマスク配布800枚(会員)
- ・伊万里、有田、旧西有田地区のスーパー等で食中毒予防三原則のうちわ、配布（消費者対象）
 - ①伊万里地区：伊万里市民納涼花火大会でのうちわ配布
日時：8月4日（伊万里市街地）うちわ170枚配布
 - ②有田地区：スーパー店頭でうちわ、リーフレット&ティッシュ配布
日時：8月7日14：00～（スーパーウエスト有田店）うちわ100枚配布
 - ③旧西有田地区：スーパー店頭でうちわ、リーフレット&ティッシュ配布
日時：8月8日14：00～（Aコープブリス店）うちわ100枚配布
- ・のぼりの活用、リーフレット設置、ポスター掲示
食品衛生月間とノロ食中毒予防月間期間内に伊万里保健福祉事務所衛生対策課と協力し、伊万里総合庁舎2階に食品衛生月間ブースを設けた。（パネルやのぼりを使用。啓発品として下敷き、ティッシュ、リーフレット、うちわを設置する）
- ・ノロウイルス食中毒予防期間のポスターを伊万里保健福祉事務所内に掲示、11月営業許可更新施設や手洗い教室実施保育園・幼稚園、10月30日養成講習会受講者、食品衛生指導員店舗などに配布。（100枚）
- ・手洗い教室受講者へ食品衛生下敷きを配布。

【杵藤支部】

- ・食品衛生月間に向けて7月中旬から8月上旬に「食品衛生月間」のポスターを会員施設に指導員が配布。（1,800枚）
- ・食品衛生月間において、指導員の店舗及び食協事務所に「食品衛生強化月間のぼり旗」を掲揚。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、杵藤保健福祉事務所衛生対策課及び食協事務所に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」のポスター及びリーフレットを会員施設に配布。（各100枚）
- ・11月7日 鹿島市内「家督屋」においての手洗い講習会の開催内容を鹿島ケーブルテレビにて一定期間、放映。
- ・11月29日 鹿島市内「ほっとすまいる・かしま」においての手洗い講習会の開催内容を同日、サガテレビにて放映、12月3日発行の佐賀新聞に掲載。

（事業の対象者）

佐賀県民

(事業の財源)

受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

補助金の交付元：佐賀県（生活衛生課）

補助金の名称：佐賀県食品衛生協会補助金

補助金の目的：食品衛生等思想啓発事業に対する補助

※注釈 食品衛生指導員とは

日本食品衛生協会が厚生労働省と協議のうえ定めたカリキュラムに基づき、日本食品衛生協会会長が承認した、食品衛生指導員養成教育の課程を修了した者のうちで、所属自治体の保健衛生主管部局長と協議の上、適格者と認められた者に当該県食品衛生協会会長が食品衛生指導員として委嘱する。

食品衛生指導員の業務は、

- ・対象営業施設の巡回指導
- ・食品衛生思想及び技術の普及
- ・保健所との連携、協力
- ・食品衛生責任者との連携
- ・消費者に対し、正しい食品衛生知識の啓発など

○公 1 - イ 食品衛生に関する講演会

(趣旨)

食品衛生知識の普及啓発を推進し、公衆衛生の向上を図る。

(内容)

当該事業は、佐賀県食品衛生協会支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員等消費者を対象に実施する。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は講演会の企画・実施を担当する。

当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員を含む消費者に対して食品衛生に関する知識及び食品衛生協会の活動を理解してもらうことにより、食品衛生の普及啓発を図る。

講演会の周知については、地域婦人連絡協議会を通じて行っているが、当協会のホームページにも掲載し周知を行っている。

なお、当該事業は食品衛生月間等における啓発の一環として実施している事業である。

(平成 30 年度実績)

【佐賀中部支部】

開催日時：平成 30 年 7 月 25 日 16:00～17:00

参加者数：16 名

講演テーマ：食品衛生について

講師：佐賀中部保健福祉事務所職員

受講料：無料

【唐津支部】

開催日時：平成 30 年 8 月 2 日 10:00～10:55

参加者数：40 名

講演テーマ：ノロウイルスと食中毒について

講師：唐津保健福祉事務所職員

受講料：無料

(事業の対象者)

佐賀県民

(事業の財源)

受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

補助金の交付元：佐賀県（生活衛生課）

補助金の名称：佐賀県食品衛生協会補助金

補助金の目的：食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公 1 - ウ 食品衛生施設の見学

(趣旨)

優良な食品衛生施設を実際に見学することにより、食品衛生知識・食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。

(内容)

当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施する。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は施設選定などの企画・実施を担当する。

当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食中毒防止意識の向上を図ることにより、食品衛生の普及啓発を図る。

施設見学の周知については、地域婦人連絡協議会を通じて行っているが、当協会のホームページにも掲載し周知を行っている。

なお、当該事業は食品衛生月間等における啓発の一環として実施している事業である。

(平成 30 年度実績)

【唐津支部】

平成 30 年 8 月 2 日 14 : 30 ~ 15 : 30

参加者数：44 名

見学施設：有限会社サガビネガー

行程：施設内を見学し、衛生管理・品質管理の状況を学んだ。

受講料：無料

(事業の対象者)

佐賀県民

(事業の財源)

受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

補助金の交付元：佐賀県（生活衛生課）

補助金の名称：佐賀県食品衛生協会補助金

補助金の目的：食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公 1 - エ 手洗い実演講座

(趣旨)

食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。

(内容)

幼稚園、保育園、小学校等において園児、児童並びにその保護者等に対し、効果的な手洗いを食品衛生指導員が実演し、また実際に受講者に体験させることにより、衛生管理の重要性や食中毒の予防の意識を高める。内容的には、手洗いチェッカーを使用して手洗いの重要性を指導するとともに、ルミテスターによる洗浄度測定を実施する。

なお、当該事業は食品衛生月間等における啓発の一環として実施している事業である。

当該事業は、当協会のホームページにも掲載し周知を行っている。

また、応募者多数の場合には、一定の地区に偏ることのないよう実施校の地域的なバランス等も考慮したうえ、常務理事会において検討し選定を行う。

※注釈 ルミテスターとは、

手指や食品加工設備機器に付着した汚染物質（ATP 量）を高感度で測定する洗浄度測定器。

(平成 30 年度実績)

【佐賀中部支部】

実施回数：27 回

実施場所：

1. 5 月 10 日 みなみ保育園（参加者：50 名）
2. 6 月 26 日 小鹿幼稚園（参加者：55 名）
3. 7 月 25 日 ゆめタウン佐賀 2 階研修室（参加者：16 名）
4. 8 月 25 日 ゆめタウン佐賀（参加者：346 名）
5. 10 月 28 日 西川副小学校 1 年 1 組（参加者：50 名）
6. 10 月 28 日 西川副小学校 1 年 2 組（参加者：50 名）
7. 10 月 28 日 諸富北小学校 1 年生全組合同（参加者：50 名）
8. 11 月 1 日 尚賢保育園（参加者：60 名）
9. 11 月 5 日 ロザリオ幼稚園（参加者：64 名）
10. 11 月 5 日 保育園ひなた村自然塾（参加者：52 名）
11. 11 月 6 日 春日保育園（参加者：50 名）
12. 11 月 8 日 三光幼稚園（参加者：60 名）
13. 11 月 12 日 川上こども園（参加者：54 名）
14. 11 月 15 日 高木保育園（参加者：50 名）
15. 11 月 20 日 川上幼稚園（参加者：50 名）
16. 11 月 20 日 東与賀小学校 1 年生全組合同（参加者：90 名）
17. 11 月 22 日 にじのはね・こども園（参加者：50 名）
18. 11 月 27 日 白鳩幼稚園（参加者：120 名）
19. 12 月 1 日 勸興小学校 1 年生（参加者：53 名）
20. 12 月 1 日 勸興小学校 2 年生（参加者：57 名）
21. 12 月 3 日 諸富北幼稚園（参加者：100 名）

22. 12月4日 諸富南幼稚園（参加者：50名）
23. 12月6日 諸富南小学校（参加者：50名）
24. 2月1日 久保泉小学校1年生（参加者：50名）
25. 2月1日 久保泉小学校2年生（参加者：50名）
26. 2月6日 南部保育園（参加者：50名）
27. 2月6日 北部保育園（参加者：50名）

講師：食品衛生指導員

受講料：無料

参加者：佐賀中部支部管内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及び保護者等

【鳥栖支部】

実施回数：3回

実施場所：

1. 11月27日 あいあい保育園（参加者：75名）
2. 12月13日 たんぽぽ保育園（参加者：71名）
3. 1月11日 かみみね幼稚園（参加者：57名）

講師：食品衛生指導員

受講料：無料

参加者：鳥栖支部管内の幼稚園、保育園の園児及び保護者等

【唐津支部】

実施回数：15回

実施場所：

1. 10月12日 浜崎小学校2年1組（参加者：50名）
2. 10月12日 浜崎小学校2年2組（参加者：50名）
3. 10月12日 浜崎小学校2年3組（参加者：50名）
4. 10月16日 鬼塚小学校2年1組（参加者：50名）
5. 10月16日 鬼塚小学校2年2組（参加者：50名）
6. 10月23日 呼子小学校2年生（参加者：50名）
7. 11月2日 湊小学校1・2年生合同（参加者：50名）
8. 11月15日 大良小学校全学年合同（参加者：50名）
9. 11月22日 名護屋小学校1・2年生合同（参加者：50名）
10. 11月27日 切木小学校1・2年生合同（参加者：50名）
11. 12月3日 佐志小学校1年1組（参加者：50名）
12. 12月3日 佐志小学校1年2組（参加者：50名）
13. 12月18日 相知小学校1年1組（参加者：50名）
14. 12月18日 相知小学校1年2組（参加者：50名）
15. 1月30日 田野小学校1・2年生合同（参加者：50名）

講師：食品衛生指導員

受講料：無料

参加者：唐津支部管内の小学校の児童及び保護者等

【伊万里支部】

実施回数：3回

実施場所：

1. 11月27日 山のサナーレクリニック（参加者：50名）
2. 11月28日 大川保育園（参加者：80名）
3. 1月23日 伊万里保育園（参加者：71名）

講師：食品衛生指導員

受講料：無料

参加者：伊万里支部管内の医療施設、保育園等の施設利用者、園児及び保護者等

【杵藤支部】

実施回数：4回

実施場所：

1. 11月7日 鹿島市 家督屋（参加者：50名）
2. 11月29日 鹿島市 ほっとすまいる・かしま（参加者：50名）
3. 1月17日 鹿島市 能古見保育園（参加者：55名）
4. 1月23日 鹿島市 居酒屋 粋（参加者：50名）

講師：食品衛生指導員

受講料：無料

参加者：杵藤支部管内の介護施設、食品営業施設、保育園等の入所者等、園児及び保護者等。

（事業の対象者）

佐賀県内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及びその保護者

（事業の財源）

受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

補助金の交付元：公益社団法人日本食品衛生協会

補助金の名称：「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成金

補助金の目的：「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に対する補助金

補助金の交付元：佐賀県（生活衛生課）

補助金の名称：佐賀県食品衛生協会補助金

補助金の目的：食品衛生等思想啓発事業に対する補助

（公2）食品衛生の自主管理推進事業

【事業の趣旨】

食品等事業者自らが衛生管理を徹底することにより食中毒等の食品事故を防止し、消費者に対して安全な食品の提供ができ、食品衛生の向上に寄与する。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公2ーア 食品衛生自主管理事業

公2ーイ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

公2-ウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

公2-エ 食品衛生功労者優良施設表彰

【事業をまとめた理由】

公2-アから公2-エの事業は、自主的な衛生管理を推進することにより、食品衛生の向上及び増進につながり、公衆衛生の向上を図るという点で共通の目的を達成する手段と位置づけられることから一つにまとめた。

【個別の事業の内容】

○公2-ア 食品衛生自主管理推進事業

(趣旨)

安全な食品を消費者に提供することは食品等事業者の責務であり、そのため施設の衛生管理は自らの責任で徹底を図る必要がある。それらの周知徹底を図るための支援・指導を行う。

(内容)

当協会が委嘱している食品衛生指導員による定期的巡回で、施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除状況等について指導助言をする。

行政から事業者への周知依頼があった、食品衛生法等の改正及び食中毒等の緊急情報を事業者へ伝達し、早期の予防対策を図る。当法人においては、各地区に食品衛生指導員がおり、各食品事業所への伝達網を有しているため、緊急時等においても迅速な情報伝達が可能である。

なお、情報伝達は、巡回指導とセットではない。

また、情報伝達や巡回指導は、全事業者を対象としている。

(平成30年度実績)

各支部の指導員(県全体で350人)が年間一人当たり5回(日)を目標に巡回指導を行った。

新規施設延: 488件

更新施設延: 1,193件

その他夏季・冬季巡回指導等延: 9,310件

計延: 10,991件

行政からの情報伝達依頼件数: 食中毒関係12件、食中毒関係以外42件

・巡回指導項目

施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除、食品取扱者の清潔保持と健康管理、使用水の衛生管理、原材料の品質管理 など

[平成30年度重点指導項目]

○HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

(行政機関との連携)

- ・食品衛生指導員には改善命令等の権限がないので、巡回指導時における問題事例等については、行政機関の食品衛生監視員と連携し改善指導を行う。
- ・行政機関が行なう監視業務(営業許可更新時の施設点検)に随行し知識を学ぶ。
- ・講習会、研修会等の講師依頼

(事業の対象者)

佐賀県内の食品等事業者(会員以外の者も含む)

(事業の財源)

受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金金を財源とする。

補助金の交付元：公益社団法人日本食品衛生協会

補助金の名称：食品衛生指導員活動特別補助金

補助金の目的：食品衛生指導員の活動等に対する補助

補助金の交付元：佐賀県（生活衛生課）

補助金の名称：佐賀県食品衛生協会補助金

補助金の目的：食品衛生自主管理推進事業に対する補助

○公 2 - 1 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

(趣旨)

食品衛生協会の事業活動の中核を担う、食品衛生指導員の育成及び指導資質の向上を図る。

(内容)

食品衛生指導員は、定期的に事業施設を巡回し、施設内外の清潔保持、設備の衛生管理状況等について指導助言や、食品衛生月間を中心に行なう啓発食品衛生思想の普及啓発事業を推進しており、食品衛生指導員の知識・資質の向上を図ることにより食品事業者の衛生管理の向上を推進し、さらには消費者の食の安心・安全に寄与する。

派遣事業について、全国大会は、各県会長会議、功労者・優良施設・優秀指導員の表彰式典で構成されている。

従って、派遣は会長、専務理事と被表彰者としている。費用は会長他役職員は旅費規程に基づく旅費を負担している。また、被表彰者に対しては、3万円を限度に予算の範囲で負担している。

九州大会には、毎年総指導員数（360名）の約3分の1（約120名）程度の派遣を予定しているが、定員に満たないため参加可能な指導員全員を派遣している。費用は、貸切バス代、昼食代の実費を負担している。宿泊を伴う場合は宿泊代を含め1人1万円を限度に負担している。

なお、沖縄県開催の場合は、予算の範囲で人数及び参加者を常務理事会で選考する。

また、食品衛生協会の中核として活動している食品衛生指導員の2年ごとの委嘱替えに伴い新規指導員を養成するとともに、指導員の活動の推進と資質向上を図るため、特別研修会を毎年開催する。

(平成30年度実績)

- ・全国大会：平成30年10月24日、25日（ニッショーホール、明治座）
会長等役員のほか、日食協会長表彰者等3名派遣
- ・九州大会：平成30年5月16日（熊本県 グランメッセ熊本）
会長等役員、食品衛生指導員106名派遣
- ・食品衛生指導員全国研修会：平成30年9月26日～27日大阪市1名参加
- ・食品衛生指導員特別研修会
期日：平成31年2月5日（メートプラザ佐賀）
テーマ：食品衛生法の改正等、支部活動状況発表など
講師：行政の食品衛生担当職員、食品衛生指導員等

受講人数：185名参加

受講料：無料

- ・食品衛生指導員手洗いマイスター認定講習会

期日：平成30年8月28日（アバンセ）

講習科目：日食協発刊「衛生的な手洗い」及びDVDを使用

講師：手洗いマイスター（指導員）等

受講人数：34名

受講料：無料

（事業の対象者）

食品衛生指導員、指導員候補者

（事業の財源）

受取民間補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

補助金の交付元：公益社団法人日本食品衛生協会

補助金の名称：「手洗いマイスター認定講習会」助成金

補助金の目的：「手洗いマイスター認定講習会」開催経費に対する補助金

○公2ーウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

（趣旨）

消費者に安全・安心な食品を提供するため、食品衛生責任者及び調理師等の資質の向上を図る。

（内容）

消費者が安心できる安全な食品を提供することは、食品等事業者には課せられた社会的責務であり、営業者は施設または調理・製造加工工程ごとに、食品衛生に関する責任者の必置義務がある（食品衛生法）。そのための食品衛生責任者養成講習会、また、食品衛生責任者は、常に食品衛生知識に関する新しい知見を習得しなければならないとの佐賀県条例に基づく、食品衛生責任者実務講習会を県から講習会実施機関としての指定を受け実施している。また、調理師試験準備講習会については、食品衛生に関する専門家である調理師を育成することは、広く消費者に対し安全・安心な食品を提供することにつながることから、当該講習会を実施している。

さらに、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得させ、フグの毒に起因する食中毒の発生を防止することを目的として、フグ取扱者養成講習会を実施する。

- ・食品衛生責任者養成講習会

新規営業者を対象に、国の通知に基づき公衆衛生学（伝染病、労働衛生等）、衛生法規（食品衛生法、施設基準等）、食品衛生学（食品事故、施設の衛生管理等）に関する科目を指定されたテキストにより実施する。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：10,000円

- ・食品衛生責任者実務講習会

食品衛生責任者を対象に、行政機関の監修のもと毎年作成するテキストに基づき実施する。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：3,500円

・調理師試験準備講習会

調理理論、公衆衛生学、食品衛生学、栄養学等について大学等の専門家を講師に実施する。

講師：大学等専門課程の教授、講師等

受講料：10,000円

※調理師試験準備講習会の公益性

食中毒等事故は大規模事業施設で発生する確率が高く、被害者も多数に及ぶこととなる。調理師は食品衛生知識を有しており、より多くの調理師を育成することは、公衆衛生の向上に寄与すると考える。

民間の専門学校等において行われている試験対策講座は入校することが必要であり、働きながら学ぶことが困難である。また、通信教育においても受講料も高額であり、テキスト等の書籍中心の自己学習となる。本講習会は専門学校等に入校することが困難である食品等事業従事者等を受講対象とし、通信講座による自己学習では習得できにくい食品衛生意識の向上を専門家による講義により安価で学習する場として実施しているものであり、公益性のある事業と考える。

・フグ取扱者養成講習会

フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得するため、「佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱」に基づく「フグ取扱者養成講習会」を実施する。

※新たにフグを取扱う者は、「佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱」に基づき知事が指定した「フグ取扱者養成講習会」を受講しなければならない。（同要綱第7条）

講師：フグ取扱の専門家

受講料：10,000円

※フグ取扱者養成講習会の公益性

当講習会は従前から、前記の「食品衛生責任者講習会」と同様に、知事の指定を受けて当協会が実施（座学は県担当課の職員が担当）しているものであり、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得することにより、フグの毒に起因する食中毒の発生を防止する目的で実施するものであることから公益性があるものとする。

（平成30年度実績）

・養成講習会：11回開催、615名受講

実施期間：平成30年5月～平成31年3月

・実務講習会：51回開催、9,923名受講

実施期間：平成30年6月～平成31年1月

・調理師試験準備講習会

期日：（佐賀会場）平成30年6月26日～6月28日

（唐津会場）平成30年7月3日、7月4日、7月6日

場所：（佐賀会場）メートプラザ佐賀、（唐津会場）相知交流文化センター

受講者数：（佐賀会場）61名、（唐津会場）31名

（事業の対象者）

養成講習会：県内の食品等事業者及び従事者

実務講習会：食品衛生責任者

調理師試験準備講習会：調理師試験を受験する者

(事業の財源)

受講料を財源とする。

○公 2 - エ 食品衛生功労者優良施設表彰

(趣旨)

食品衛生の普及向上等に功労があった者及び常に施設の衛生管理に努め行政機関から優良と認められた施設については、他の模範として表彰を行ない食品衛生に対する意識の高揚を図り、もって食品衛生の推進に資する。

(内容)

以下の表彰基準を設け、食品衛生功労者、優良施設及び優秀食品衛生指導員に対し表彰を行う。

【食品衛生功労者表彰基準】

4月1日現在、(1)の対象のいずれかに該当するもので、(2)の食品衛生向上に関するいずれかの功績が特に顕著であり、かつ他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において日本食品衛生協会長から食品衛生功労者として表彰されているもの、並びに被表彰者としてふさわしくない行為にあったものはこれを除く。

(1) 対象

1. 食品関係団体役員として在職10年以上であって年齢が満45歳以上であること。
2. 食品衛生指導員として従事し、在職期間が10年以上のもの。
3. 食品関係の営業者で営業に従事した期間が10年以上であり年齢が45歳以上であること。
4. 食品関係営業の従業員にして引き続きその施設に10年以上勤務したもので年齢が満45歳以上であること。
5. 食品衛生協会組織の職員で在職期間が15年以上のもので年齢が満45歳以上であること。

(2) 功績内容

1. 食品衛生行政に積極的に協力し、業界の指導及び食品衛生協会組織の強化並びに事業の推進に尽力、食品衛生の向上に貢献した功績。
2. 食品衛生行政並びに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献した功績。

【食品衛生優良施設表彰基準】

食品衛生法の対象である営業の施設であって4月1日現在において次の各号に該当し、その施設が衛生上優秀で他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において佐賀県食品衛生協会長から食品衛生優良施設として3回表彰を受けた施設及び営業者が表彰にふさわしくない行為のあったものについてはこれを除く。

1. 表彰の対象となる施設において、営業が開始されてから満5年以上経過しているものであること。ただし、中途において食品衛生に関する施設の改善が行なわれたものであるときは、改善完了後の施設において満2年以上営業が行なわれたものであること。
2. 施設が衛生的であって従業員の衛生知識が徹底しており、食品の取り扱いが衛生的に行なわれ、かつ施設の衛生管理並びに従業員の健康管理が優秀であること。
3. 過去2年間における監視成績が平均90点以上であること。

【優秀食品衛生指導員表彰基準】

食品衛生指導員として指導活動が顕著で、他の模範とするに足るもので、4月1日現在、委嘱

年から5年以上経過しているもの。

(選考方法)

食品衛生功労者については、各支部において支部長、各地区代表者(分会長等)、食品衛生業務に従事する佐賀県職員で構成する委員会で表彰基準に基づき選考し本部へ推薦し、常務理事会に諮り決定し、また食品衛生優良施設については、保健福祉事務所の監視成績に基づき、功労者と同様の手続きで選定し決定する。

(平成30年度実績)

平成30年6月6日開催の当協会の定時総会において、下記のとおり表彰した。

食品衛生功労者：知事2名、部長6名、県協会長13名

食品衛生優良施設：知事3施設、部長4施設、県協会長17施設

食品衛生指導員：県協会長6名

(事業の対象者)

県内の食品等事業者

(事業の財源)

受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

2 収益事業

(収1) 会員のために実施する共済事業

(平成30年度実績)

食中毒をはじめとするリスクに備えるため、日本食品衛生協会が運営する会員を対象とした食品営業賠償共済、あんしんフード君(総合食品賠償共済)、火災共済等への加入促進について、新規許可申請や許可更新時に共済加入を勧めるとともに、各種講習会においても共済加入の案内を行った。

平成30年度加入件数：食品営業賠償共済2,046件、あんしんフード君1,085件、計3,131件
共済事務手数料収益5,888,367円

(収2) 衛生用品の販売

(平成30年度実績)

事業者からのニーズが多い手洗い消毒液、洗浄消毒液、調理用手袋、隔測温度計等の衛生用品について、事務所窓口の商品のパフレットやチラシ、また一部については現物をおいて購入要望に対応した。

平成30年度：販売実績797,942円

(収3) 事務受託等事業

(平成30年度実績)

- ・市町が獣医師会に委託して毎年4～5月を中心に実施している狂犬病予防注射の注射料金の収納業務を獣医師会から受託した。
- ・水質検査を希望する会員に対し、容器の貸し出しを行った。

平成30年度：業務受託収益1,777,800円